



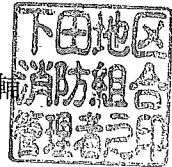
下田地区消防組合訓令第6号

下田地区消防組合事務決裁規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月16日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 福井祐輔



下田地区消防組合訓令第7号

下田地区消防組合事務決裁規程の一部を改正する規程

下田地区消防組合事務決裁規程（平成19年下田地区消防組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号、第6号及び第7号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第7条第1項中「、総務課長」を「参与、次長及び参与を置かないときは総務課長」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

専決権者	代決権者
消防長	次長（次長を置かないときは参与、次長及び参与を置かないときは総務課長）
課長	参事（参事を置かないときは課長補佐）
署長	副署長

第9条中「専決権者（専決権者に事故があり、又は欠けた場合はその上司）」を「決裁権者」に改める。

別表第2（第4条関係）総務課の部15の項の次に次のように加える。

16 消防年報の編集及び刊行の決定				○		
-------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2（第4条関係）予防課の部中「に係る特例申請の承認」を「の規定の適用」に改め、同部26の項の次に次のように加える。

27 危険物の規制に関する政令第23条の規定の適用		○				
---------------------------	--	---	--	--	--	--

別表第2（第4条関係）警防課の部8の項を削り、同部の9の項を同部の8の項とし、同部の10の項から15の項を1項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。